

都留市自治基本条例検討審議会 第2回会議録

日 時：平成20年7月29日（金） 午後2時～3時18分

場 所：ミュージアム都留 研修室

出席者：今谷明委員、中村陽一委員、国田正己委員、小俣武委員、清水王也委員
杉田規子委員、角田康則委員、橋功委員、中嶋公子委員、前田春明委員
宮井幸二委員、森嶋美子委員、山田ふじ子委員、渡辺譲委員

欠席者：澤田洋一委員、新本恵梨子委員、細田晃造委員

事務局：佐藤総務部長、奈良政策形成課長、菊地政策形成課長補佐
山口政策担当主査、中野政策担当副主査、河野政策担当主事

会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
(1)都留市自治基本条例検討案について
(2)その他
- 4 閉会

1. 開会

(午後2時00分開会)

○司会（事務局）

それでは、定刻となりましたので、都留市自治基本条例検討審議会の第2回目の会議を始めさせていただきます。本日、1名の委員につきましては、別の会議がありまして、終わり次第いらっしゃる旨の連絡を受けております。それ以外に、3名の委員につきましては、欠席の連絡を受けております。

それでは最初に、お手元の資料につきましてご確認をお願いします。会議資料につきましては、資料2-1から2-3まで、それから、事前に送付してあります資料として「素案に対する意見」を送付しておりますけれども、それらを含めましてお手元がない方はお申し出ください。よろしいでしょうか。

2. 会長あいさつ

○司会

それでは、会議を始めさせていただきます。最初に、会長からごあいさつをいただきます。今谷会長、よろしくお願いします。

今谷会長

委員の皆様には、大変お暑い中、ご苦勞様です。さて、先週事務局から送付されました資料、「素案に対する意見」を拝見しましたところ、委員の皆様から多くの意見が寄せられておりまして、この自治基本条例に対する委員の皆様の熱い想いが汲み取れるものでありまして、大変興味深く読ませていただきました。

本日は、前回の「市民案と素案の比較」、また、委員の皆様からお出しいただいた意見をもとに、条例案の作成に向けた、具体的な検討を進めていきたいと思っております。限られた時間ではありますが、よろしくご審議の程をお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

3. 議事

○司会

それでは、これから議事に入りたいと思っておりますけど、会議の議長につきましては、本審議会設置条例第5条第3項によりまして、「会長が議長となる」ということになっておりますので、今谷会長、よろしくお願いします。

○議長

それではしばらくの間、議事進行役を務めさせていただきます。どうぞ、ご協力をお願いいたします。なお、発言される方は、挙手をされた後にお名前を述べてから、必ずマイクを使って発言をお願いします。また、「それぞれの立場にとらわれない自由な議論を進めていただきたい」と考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長

最初に、「都留市自治基本条例検討案について」を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

事務局

それでは、都留市自治基本条例につきまして説明させていただきます。

(会議資料2-1、2-3により説明)

○議長

事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明のとおり、本日は、前文についてから、第10条の都留文科大学の役割についてまでの検討を行ないたいと思います。

まず、初めに、条例全般について、また、章や節のタイトルを含む全体の構成等につきましては、何点かご意見が寄せられておりますが、先ほど事務局から、今後の条文の内容に関する審議を重ねる中で、反映して行きたいとの説明がございましたが、他に何かご意見はありませんでしょうか。

委員

今の事務局の意見でよいかと思いますけど、委員の意見という中の最後のまとめ意見じゃないですけど、今まで行政のことやまちづくりのことを勉強して云々ということがあります。「今までずっとワークショップ等を通じて条例を市民が作った」というプロセスが必要だただけに感じてしまうというような意見があります。このことに関して、事務局の方でどういう風に考えているのか、ご意見というか感想といえますか、そういったものがあれば、お教えいただきたいと思います。

事務局

市民の皆様のご意見を尊重して条例づくりをおこなうと、これまで市長も再三説明してまいりましたが、このことはこれまでも、また、これからも一貫した考え方であります。

今回の素案は、文言の整合性、並びに法制上の用語の整理等を図るために修正したものであります。この検討審議会の際は様々のご意見を頂く中、総合的に条例案を検討する場と位置付けておりますので、委員の皆様のご意見を反映できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

委員

今、委員のご意見にありましたとおり、私も(市の)考えがそういうプロセスが欲しいだけなのかと思ってしまうわけです。大和市の基本条例の制定までのプロセスを見ると、あくまでも市民がしたいと言い出しているわけです。条例などというものは、専門家とですね、大学の先生方とか、また市役所の若手の法令の担当者とかそういうものが寄ってやればすぐそういうものができるわけです。でも、それでは意味がない。その辺の差を少し考えていただきたい。今までここまでたどり着いたプロセスを重視していただいて、できる限り市民案をベースにしたものをこちらの案に反映していただけたらとお願いしたい。

まがりなりにも、たたき台を持って各推進会のコミュニティーセンターを歩いて、座長が一応市民の意見を聞いたという形にはなっております。全市民的には浸透しておりませんが、そういうプロセスもあるわけです。市民の考えも入っている。総合的に見て、もう少し、文言ですね、基本的なものはしっかりとしたベースになっておりますけど、文言を分かりやすく噛み砕いてやっていただけたらと考えています。

事務局

そのようなことも含めまして、この場で活発なご議論をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長

よろしければ、本条例の中でも、最も重要であります「前文」についての審議に入りたいと思っております。それでは、前文につきまして、委員の皆様より出された意見、また、事務局から出されました検

討案につきまして、何かご質問・ご意見はありますでしょうか。

議長

ございませんか。

(意見・質問 なし)

では、「前文」については、事前にいろいろとご意見をいただいた中で、概ね検討案を了承するというので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

続きまして、第1条の目的について、ご質問・ご意見をお願いします。

議長

ございませんか。

(意見・質問 なし)

第1条については、概ね検討案を了承するというので、よろしいでしょうか。

委員

基本的には了承いたしますけど、この意見の中の各主体という言葉ですが、その前の方にありますように、市民・議会・事業者及び市ですよね。四位一体ということですが、これらをそのたびそのたび書くのが難しいから各主体と表現しているんですよね。確かに、条の一文一文に四位をそのたびそのたび書きこむのは大変だと思います。しかし、各主体という言葉が本当に分かるかどうか。先ほど委員のご意見にもあった様にですね、本当に皆さん分かりますかということなんです。分かれば別に良いのですが、私自体はわかりますけども、一般の方々が読むときに本当に分かりますかということなんです。皆さんどうですか。取りまとめるということに関しては賛成いたします。

委員

私も、この表現に非常にひっかかったんです。特に、自治基本条例であるがゆえに、あえて誰と誰と誰というふうに表示することに意味もありますし、読む人にとって、またここで明確になるという意味合いでも、全体の構成の中で言うと簡潔になると思うんですけど、これは読んだり活用するのが市民ということを中心に考えるならば、表現は大変面倒な様ですが、具体的に表現する方向でこの条文の全体を進めて行ったら良いのではないかと考えます。

議長

はい、この点につきましては事務局いかがでしょう。

事務局

これについては先ほど委員からお話が出たとおり、同じ言葉の繰り返しを避けるために、各主体という表現にさせていただいております。この場での議論としてご検討いただいて、どういう調整をしたら良いか検討してまいりたいと思います。また、その後の委員のご意見も重要な発言と思われるので、煩雑(はんざつ)かなという感じを持っておりますけど、ご検討いただければと思います。

議長

この「主体」という表現は、他の市や事例ではいかがですか。

委員

条例などには割りと使われる言葉だと思います。主体という言葉は確かに日常的にはあまり使わないかもしれませんが。ただ、事務局からのご説明もあっており、市民・議会・事業者・市というのを全部入れていくとなると、相当煩瑣(はんさ)ではあると思うので、こうやって「(以下各主体という)」ということが最初の説明に入っていて、個々の所においては、市民とか事業者とか議会とか市というのは適宜個別に使えるところは使っていくと、そういう使い方が丁度良い折り合いのよいところかなと思います。もし、主体という言葉に代わる、もっと分かりやすくこれらを統一する言葉が、こういう言葉が良いんじゃないかという言葉がもしあれば、また検討していけばと思いますが。私も、主体に代わる言葉が見つからないんですが。

委員

ちょっと考えたんですけど、中途半端になっていろいろまとまらないんですが。ただ、もっと柔らかい言葉があるんじゃないかなと思うんですよね。まだ表現自体が自分の中に見当たらないというのが現状なんです。

委員

それぞれ自治の構成員みたいにしてしまうと、それはそれで難しいですから。日常的にも分かりやすい言葉にしたいですからね。

委員

今日議論として、今おそらく皆さんに言っても難しいかなというところもあるので、とりあえず各主体という言葉でおしてもらって、もし各主体に代わった言葉でよい言葉が委員さんの中であれば、まだ何回か会合があるわけですから、その中で意見があれば、それで代えるということは可能ですか。そんな風にしていただきたいのですが。

議長

じゃ、主体という表現につきまして、なおご検討いただくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。文言の調整を残します。他にはよろしいですね。主体以外は。

(意見なし)

続きまして、第2条の用語の定義について、ご質問・ご意見をお願いします。

議長

(質問・意見は)よろしいでしょうか。

委員

(7)のまちづくりのところ、委員の方の意見を踏まえて修正してあるところで、趣旨は良いと思うのですが、内容というより表現の問題として、もう少し簡潔になるかなと思います。例えば、変更されている箇所ですが、「地域の抱えている様々な問題の解決をはかり」くらいの方がむしろシンプルになって良いのではないかと思います。課題に対して課題解決を図り、みたいな方がですね。

議長

そうですね。おっしゃるとおりだと思います。

他にいかがでしょうか。

それでは、第2条については、概ね検討案を了承するということで、よろしいでしょうか。(異議なし)

続きまして、第3条の条例の位置付けについて、ご質問・ご意見をお願いいたします。

委員

第3条の、委員さんの意見がありコメントが出ているこの「趣旨」という言葉。これは2通りの捉え方があると思いますが、この条例の趣旨と書いてしまうことによってちょっと曖昧になるんじゃないかという不安が、委員の方の意見にある気がするのと、市の事務局の方のコメントとしては、むしろ趣旨と入れることによってその条例のみならずそこに盛り込まれている理念というか考え方が尊重されるものとして入るんだと。目指している方向は同じだと思うんですが、ちょっと捉え方が委員の方のコメントと事務局のコメントでは、想いがちょっと違うんじゃないかなという印象を受けました。

それで、結論としてこうしたらどうかなと思うんですが、ややちょっと言葉を足すことになりましたが、第3条の2行目の「この条例及びその趣旨を」というようにすれば、条例も尊重し、趣旨も尊重するというようになるんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

委員

ここの趣旨をカットというのは、私が意見を出させていただきました。というのも、読んだときの印象として、この条例の趣旨と入れてしまうと、『狭義』という意味合いで受け止めたんです。ですから、そうではないこの条例を最大限尊重してもらいたいという想いだったので、今の委員の言葉で、私の意見はそれをお願いします。

議長(今谷会長)

他に、ご意見ございますか。

委員

私も今の委員の意見は誠にもっともだと思ひます。賛成します。そのように「及び」というものを入れるだけで、かなり広がると思ひます。

議長

他にございませんか。

委員

先ほどから言っているんですけど、「規則等の制定改廃等に当たっては」というところは皆さん分か

りますか。

委員

私もこの言葉が引っかかったんですね。確かに文言としてはこういう言葉はあると思うのですが、終始大事にしていきたいことは市民が読むということです。ですので、私はこれを解体してわずらわしい様でも「制定及び改正や廃止」という風に、それで日本語が正しければそんな風に噛み砕いた文言の方が良いと思いますし、これ以降の条文もそういう配慮を加えて作成して言ったら良いと思います。

議長

今のご意見、事務局の方よろしいでしょうか。では、また検討されるということをお願いします。

それでは、第3条につきましては、概ね検討案を了承ということによろしいですね。

(異議なし)

議長

続きまして、第4条の基本理念につきましてですが、こちらは、事前のご意見等はありませんでしたが、何かありますでしょうか。

(意見・質問 なし)

議長

それでは、第4条については概ね検討案を了承するというので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

続きまして、第5条の基本原則について、ご質問・ご意見ございますか。

(意見・質問 なし)

議長

第5条につきましては、概ね検討案を了承するというので、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして第6条の市民の権利について、ご質問・ご意見をお願いします。

議長

ございませんか。

委員

ちょっとすみません。6条の第1項は、委員さんの方の意見を反映していただいていると思います。で、その「尊重」という言葉、市民案の中に、ここには「市民の権利として個人として尊重され」ということが挿入されていまして。と言うのは、やはりつくる会のいろいろなプロセスの中で、「一人ひとりの存在を認め合い尊重する、そういうまちづくりをしていきたいね」という話が終始一貫して出されていまして、そういう思いが都留市民の中にあるという事の中で、「尊重され」という言葉を入れていただくかどうかをもう一度ご検討いただきたいのですが。

事務局

この場のご意見として、必要というような決定がされるなら、検討していきたいと思います。

委員

今のご意見のように「尊重され」と入った方が、意味が際立つと思いますので、私は「尊重され」と入れることに賛成です。

議長

その方向でお願いできますか。

6条は概ねこの案で了承されてということで、次に入ります。

続きまして、第7条の市民の責務について、ご質問・ご意見をお願いします。

委員

一番最初の市民案の方が、具体的で分かりやすいのではないのでしょうか。文言もこの(市民案の)とおりで良いような気がします。「自ら有する権利を認識し」ではなくて、「互いに尊重し積極的に」という文章が入った方がなんとなくわかるような気がします。

議長

これは検討していただけますか。いかがですか、事務局。

事務局

先ほどから繰り返し述べておりますが、この場で委員の皆様のご意見の集約が図られれば、その内

容に基づき検討したいと思います。

議長

素案の方が良いという話ですが、どうでしょうか。

委員

私、今日は前回の資料を持ってこなかったのですが、内容が分からないのですが。

委員

市民案、私が読みましょう。市民案は、こう書いてあるんですよ。
(委員より、市民案の条文の説明)

委員

私も、市民案の採用を意見として出させていただきました。と言うのは、(市民案の方が)よりわかりやすいということがありました。ただ、今日出されていた検討案を見ますと、もう少し市民案に付け加えをしたほうがよいと思います。第2項のところですが、(素案の方には)「自らの行動と発言に責任を持つ」とあります。けれども、市民案は「自らの行動に責任をもつ」とありますので、例えば「自らの発言」を市民案に加えるとか、そんな風にちょっと微調整が必要なのではないかなと思いました。基本的には市民案の方がいいと思っております。

委員

今、読み上げていただいたのを伺って、私も個人の意見としては、市民案の方が良いという感じがします。逆に市民案を変えるべきところはないと思います。あと、先ほど委員さんのおっしゃったところは、「言動」という風に変えればと思います。

委員

では、「言動」でお願いします。

議長

市民案には歴史と文化とかが入っているのに、これは簡単にされたんですか。歴史と文化を入れておいた方が良くと思うんだけど。

事務局

市民案の方がふさわしいという意見が多数を占めているようですので、次回までに調整させていただきたいと思います。

ちょっと市民案に手を入れさせていただきたい部分として、「参加」と「参画」ってところです。単なる「参加」ではなくて「参画」ってところだけは、我々の意思や気持ちを込めさせていただきたいので、次回までに調整させていただきたいと思います。

委員

ちょっとすみません。市民案がなぜ「参加」としたかというところには理由があるんです。例えば、主体者の方の生活状況において積極的にいろいろなものに「参画」できる人がいれば、直接的にいろんなところに出て行って、「参画」ってところまでは行かなくても意見を出したりいろいろとできるレベルで「参加」するっていう範ちゅうの活動もできるということの中で、あえてここは「参画」ではなく「参加」するというような話し合いした経緯がありましたので、そのところは、もう少し「参加」と「参画」の意味合い、あるいは市民の生活レベルに応じてまちづくりに参加できるっていう風に配慮を加えていく、ということを検討課題に入れていただけたらと思います。

委員

1項2項ってのは、文言の違いだけで意味は同じだと思うんですよね。主体かつ積極的に政治に参加する。主体かつ積極的にまちづくりに参加する。さっき言った委員さんの意見についてですが、「参画」に僕は賛成なんです。というのは、まちづくりの過程というのは「参加」、「参画」、「協働」というプロセスを踏んでいるわけですよね。もう「参画」を入れないと先に進まないと思うんです。「参加」は序の口だから。あくまでも意見ですが。

委員

素案の方だと、「まちづくりに参加し、参画する」と書いてあるんだけど。2つ入れるのも面白いかなと思いますけど。その辺は委員さんの意見で。

委員

私は、授業でこのことを話したり書いたりするときは、多少煩雑(煩雑)でも「参加」という言葉

と「参画」という言葉を並べて使っているんですね。さっき委員さんが言ってくれた意味もすごくよくわかります。すべての人が自分の時間を使ってきちんと「参画」していく条件ではないことはおっしゃるとおりですし、それには「参加」というレベルも大事だという、そういう方々もおりますし。しかし、「参加」というところから進めて「参画」、計画段階からの参加というものが全国的に大事になっているということがありますので、ここは文言がやや煩雑（はんざつ）になるのも仕方ないですから、「参加参画」「参加・参画」とか「参加及び参画」とか接続詞はいいとして、「参加」という言葉と「参画」という言葉を両方入れたらどうでしょうか。

議長

はい、他にご意見ございますか。

委員

いろいろなところで討議されていることに、「参加」だけでは前進がないから「参画」を入れることによって、ある個人によっては「参加」の人もいるけど、それが「参画」のへ移行するような、そういう方策の方が良いと言われていています。私は、先ほどの委員さんの意見に賛成です。

委員

ということは、私が今言ったように、「参加」も「参画」も入れるということですか。

委員

そうです。

議長

では、次回までに文言の調整をお願いしたいと思います。雰囲気は皆さんのご発言で聞いていてよくわかりましたと思われるので。

続きまして、第8条の子供の権利について、ご質問。ご意見をお願いします。

委員

実は、市民案の方では年齢20歳未満の市民というのは、わざとはずしてあります。というのは、次の条文にですね、「それぞれの年齢にふさわしくまちづくりに参加する権利を有します」というように入っていますので、20歳未満の市民を言うとき規定しなくても良いのではないかと思うんですね。で、子どもという概念に関しましては、18歳でも大人と思っている方もいるかもしれませんし。そういったことを考えますと、年齢20歳未満の市民というのははずしておいた方がいいのかなと思いますけど、どうでしょうか。

議長

20歳未満で子どもっていうのは、なにかあるんですか。児童福祉法かなんかですか。

委員

これは、児童憲章で言うときの子どもの定義。子どもの権利条約なんかと同じ定義です。

委員

このところでは、あえて年齢を入れるということは、はずしたことがよろしいかと思えます。子どもという表現で良いと思えます。それで、私の意見は、児童憲章に基づいた表現ということで出させていただきました。あえて、「子どもは人として尊ばれ、社会の一員として尊重され」と、その「尊ばれ」と「尊重され」が重複する印象だったのかどうか分からないですけど、あえて「子どもも一人ひとりの人間として、命のある人間として尊ばれ」というものが、この児童憲章において非常に重要ではないかと思ひまして、あえて入れさせていただいたものがここではカットされていますが、その辺のところは検討していただいて、「尊ばれ」を入れていただいて、以下このようにしていただければと思います。

「子どもは、人として尊ばれ、」としていただければと思います。「社会の一員として尊重され、そしてよりよい環境の中で育てられる権利を有します」というふうに。

議長

今のご要望は、特に問題はなかりょうと思うのですが。

事務局

その部分を入れなかったのは、市民案の中にもなかったものですから、そこまでして良いかどうかということだけでしかありません。この場で必要だという議論になれば、それはまたそこまで入れたものに調整いたしたいと思ひます。

委員

これは、人権をきちんと持った存在として扱われるべきだという理念ですよね。まあ、あった方がよろしいのではないのでしょうか。

議長

それでは、事務局の方で文言を調整するというので、他に意見はございますか。

(意見・質問 なし)

では続きまして、市民案にありました、「高齢者の権利について」検討したいと思います。2名の委員からご意見が寄せられておりますが、これにつきまして、他の委員のご意見をお願いしたいと思います。

委員

はい、やはり自治基本条例の発想を生かすのであれば、高齢者に関わる条項があった方が良いのではと私も思います。具体的な条文に関しては、私も検討してないですけど、市民案を参考にしながら条文を作っていけば良いのではないのでしょうか。

議長

他に、ご意見ありますでしょうか。

(意見・質問 なし)

この高齢者の件については、条文を入れる方向でもう一度事務局で検討していただけますか。それではそういうことで、この項はもう一度事務局の方でご検討、文言の調整等をお願いします。

続きまして、第9条の事業者の権利と責務について、ご質問・ご意見をお願いします。

(意見・質問 なし)

議長

第9条については、概ね検討案を了承するというのでよろしいでしょうか。

(意義なし)

続きまして、第10条の都留文科大学の役割について、ご質問・ご意見をお願いします。

委員

「教育首都つる」って、第5次(総合計画)には載っているけど、第4次(総合計画)に載っていましたか。

事務局

(第4次には)載っていません。

委員

第5次には載ってないんですか。

委員

いや、第5次には載っています。

委員

(素案の方は、)市民案の言葉に追加で「連携」という言葉が入ったんですね。前は「協働」だけだったんですけど「連携」ってのが入ったおかげで、なお一層分かりやすくなったと思ひまして、私はこの案でよろしいんじゃないかと思ひます。特に、都留文科大学と市民の関わりというものは大変深いものがあるし、子ども達にとっても、都留文科大学の生徒は小学生の大切なお兄さんお姉さんなんですよ。教育の現場でも。だから、こういうことを謳ってくれるのは、都留市にとっても大変良いことだと思ひます。

議長

他にご意見はありますか。

(意見・質問 なし)

第10条については、概ね検討案を了承するというので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

以上で、本日予定しておりました10条までの検討が終わりました。

議長

今回は、第2章第2節の市議会の条文から、検討を行いたいと思ひますが、市議会より、都留市自治基本条例(素案)に対する意見が議会から寄せられております。

この中で、特に「市議会に関する事項」につきまして、議会を代表して議長の国田委員より会議資料 2-2「第 2 章第 2 節 市議会」により内容説明をお願いしたいと思います。

国田委員

それでは、自治基本条例（素案）の市議会関係に対して、意見を述べさせていただきます。まず、この意見であります。私と小俣武委員におきまして、市民案また素案をできるだけ尊重することを念頭に、協議を行い、策定しました。去る 7 月 11 日、議会の全員協議会を開催し、議員の皆さんの意見をいただき、協議作成したものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

（国田委員より資料説明）

議長

ありがとうございました。ただ今の、国田委員の説明を踏まえまして、次回からは、第 2 章第 2 節市議会から、検討していきたいと思っております。

議長

それでは、次の議題に入ります。その他につきまして、みなさまから何かございますか。

（特になし）

それでは、事務局から何かございますか。

（特になし）

ないようでございますので、本日の議事は、これで終了したいと思います。皆様方には、会議の円滑な運営にご協力を賜りましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

4. 閉会

○司会（事務局）

今谷会長におきましては、円滑な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様方、大変ご熱心にご議論をいただきまして、ありがとうございました。本日課題となりました案件につきましては、次回までにまた資料を用意させていただきまして、事前にこちらで送付できるようにしていきたいと思っておりますので、次回、更に検討をお願いします。

なお、次回の会議の開催は、9 月 5 日（金）が、丁度 9 月議会の開会日になりますが、午後から開催させていただきたいと思っております。9 月の 5 日の午後 2 時から、会場につきましては、また文書でご案内させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

先ほど説明いたしましたとおり、今回は第 11 条より検討していきますけど、皆様方には、すべての条項につきまして、今回の会議においてのご意見をいただいておりますけれども、本日の議論を踏まえまして、11 条以降につきまして追加の意見がございましたら、今回も書式を用意しておくばりしてありますのでそれに意見を添えまして、お忙しい中誠に恐れ入りますが、8 月 8 日（金）までに、ファックス、電子メール、持参等で、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

本日は円滑に議論ができましたのも、事前に皆様方からご意見をいただきましたため、議論の方、スムーズに進めることができました。次回も、このような形で議論を進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、会議を終了させていただきます。ご苦勞様でした。

（午後 3 時 18 分閉会）